

平成 21 年 8 月 6 日

資料 2 決算書の説明

平成 20 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

本年度の決算概要について申し上げます。

本年度の医療費の動向につきましては、「後期高齢者医療制度」の施行による被保険者数の減少、また「退職者医療制度」の改正により、一般被保険者分と退職被保険者等分の被保険者の対象が改正されたことによる影響で、平成 19 年度との単純比較は困難であります。一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費は大幅に増加しております。

本年度の診療報酬改定は診療報酬本体で 0.38%の増、薬価等で 1.2%の減、全体として 0.82%の減となっており、全体として診療報酬改定による影響は少ないと考えており、医療技術の高度化の影響並びに受診率の伸びが医療費の伸びにそのまま反映されたものと分析しております。

医療費が増加傾向をたどる中、将来にわたり国保事業を健全に運営するため、被保険者の皆様に負担増をお願いすることとし、平成 21 年 4 月以降の医療給付費分の保険税率改正を行うべく、国民健康保険運営協議会を 2 回開催し、理解を求めました。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、本年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられ、特定健診では 1,146 名の被保険者が受診され、そのうち 150 名の特定保健指導を実施しております。

本年度の収支は、前年度繰越金が約 7 千 770 万円あったこと、保険給付費の大幅な増加に対し、国庫支出金や共同事業交付金が大幅に増加したこと、また後期高齢者医療制度の施行などに伴い、財政収支が非常に不安定であり 2 億 1 千万円の財政支援を受けたこと等により、収支差引額は約 1 億 2 百万円となり、この額を翌年度に繰越いたします。

また、本年度において財政調整基金から生じた利子 8 万 9,673 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 1,745 万 9,353 円となっています。

21.22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国保事業の運営に要する経常的な経費であります。

前年度に実施した国保システム改修委託料 2,730 万円の終了等により、大幅に減少しております。

23.24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費 目 1 賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。総務費の内、目 2 連合会負担金の支出済額等を除いた 5,012 万 2,755 円を職員給与費等繰入金として一般会計から繰入れております。

款 2 保険給付費につきましては、「退職者医療制度」の改正により、一般被保険者と退職被保険者との被保険者の対象が改正されたことによる影響で、一般被保険者分が大幅に増加したのに対し、退職被保険者等分は大きく減少しております。

目 1 一般被保険者療養給付費は 14 億 6,584 万 3,034 円で、前年度より保険者負担分は 6 億 2,360 万 6,240 円増加しております。

入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護の全てにおいて、件数・日数・費用額とも前年度より増加しております。1 件当たりの費用額は、入院・入院外とも増加し、入院は 1 件当たり 436,282 円であります。また、1 人当たりの費用額は、入院・入院外とも増加し、入院は 1 人当たり 101,112 円、入院外は 106,217 円であります。

目 2 退職被保険者等療養給付費は 2 億 5,342 万 9,194 円で、前年度より保険者負担分は 5 億 2,238 万 2,903 円減少しております。

1 件当たりの費用額は、入院は大幅に増加し、1 件当たり 575,670 円であります。また、1 人当たりの費用額は、入院・入院外とも減少しております。

25.26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費は 1 億 4,704 万 1,985 円で、前年度より件数は 1,200 件増加、保険者負担分は 6,097 万 4,779 円増加しております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は 3,269 万 8,143 円で、前年度より件数は 516 件減少、保険者負担分は 2,600 万 6,881 円減少しております。

出産育児一時金の件数は 16 件増え、葬祭費件数は後期高齢者医療制度への移行により 117 件減少しております。

27.28 ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、75 歳以上の後期高齢者についての新規制度であり、後期高齢者に係る費用を保険者間で公平に負担しようとするもので、3 億 9,499 万 3,354 円支出しております。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましても後期高齢者支援金等と同様に、65 歳から 74 歳の前期高齢者についての新規制度であり、退職者が国保に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることからこれを調整するもので、47 万 5,134 円支出しております。

款 5 老人保健拠出金 目 1 老人保健医療費拠出金は、本年度は 1 カ月分の概算医療費拠出金額 3,770 万 4,215 円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額 8,366 万 5,253 円を拠出しております。老人保健医療対象者の減少により、拠出金額は前年度より 3 億 2,927 万 5,443 円減少しております。この拠出金は平成 22 年度で前々年度の精算額の支払いをもって終了する予定であります。

29.30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 4 万 9,633 円に第 2 号被保険者数 3,156 人を乗じた額 1 億 5,664 万 1,748 円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 3,942 万 9,313 円を納付しております。

第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額は増加しておりますが、第 2 号被保険者の減少と前々年度の精算分の差し引きにより、納付金額は前年度より 2,202 万 4,077 円減少しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の 2 カ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を基に算出した兵庫県下に占める太子町の拠出率を乗じて得た額 3,821 万 5,209 円であります。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト 1 件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より 859 万 3,868 円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額 2 億 3,861 万 3,090 円であります。拠出金の額は前年度より 2,263 万 3,866 円増加しております。

保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費であります。

款 8 保健事業費 目 1 保健衛生普及費は、被保険者の健康増進の普及促進を図る目的で支出する経費で、医療費通知に要する経費 156 万 4,236 円を支出しております。

項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられたもので、特定健診では 1,146 名の被保険者が健診を受診され、そのうち 150 名の特定保健指導を実施しております。これらの経費として 628 万 728 円を支出しております。

31.32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、当年度において財政調整基金から生じた利子 8 万 9,673 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 1,745 万 9,353 円となっています。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金は、平成 19 年度の医療費の精算により、一般被保険者に係る療養給付費負担金 133 万 5,404 円と退職被保険者等に係る療養給付費等交付金 3,903 万 3,332 円をそれぞれ返還しております。

続いて、歳入について説明いたします。

9.10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税は、「後期高齢者医療制度」の施行による被保険者数の減少により前年度より減少し、総額は 7 億 6,746 万 3,673 円であります。

「退職者医療制度」の改正により、退職被保険者分の被保険者の対象が改正されたことによる影響で、目 2 退職被保険者等国民健康保険税は前年度より 1 億 8,161 万 1,298 円減少しましたが、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、「後期高齢者医療制度」の施行による被保険者数の減少があるものの退職被保険者から一般被保険者に移行した被保険者数の増加、また「後期高齢者支援金分」の税目の新設等が相まって 1 億 498 万 8,408 円増加となっております。

11.12 ページをお願いいたします。

款 4 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 5 億 5,833 万 8,806 円で、前年度より 1 億 993 万 9,658 円増加しております。増加の要因は、療養給付費等負担金の増と新規負担金である後期高齢者支援金負担金によるものであります。

目 4 特定健康診査等負担金は、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 131 万 6,000 円であります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は 1 億 6,146 万 6,000 円で、前年度より 1,119 万 8,000 円増加しております。交付率は前年同様の 9 % で、普通調整交付金は増加しておりますが、特別調整交付金は前年度対象でありました国保システム改修経費の終了により減少しております。

13.14 ページをお願いいたします。

目 4 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 82 万 7,000 円は、市町村保険者システム改修並びに高齢受給者証再交付事業に対するものであります。

款 5 療養給付費等交付金は退職被保険者等の保険給付に対して交付されるもので、2 億 7,919 万 4,000 円であります。前年度より 4 億 6,267 万 5,000 円減少しております。減少の要因は、「退職者医療制度」の改正による退職被保険者の減少に伴い、療養給付費等が大幅に減少したためであります。

款 6 前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費の財源調整のための新規制度であり、保険者間の医療費に係る負担の不均衡を調整するもので、3 億 8,280 万 5,880 円であります。

款 7 県支出金は 1 億 2,877 万 8,182 円で、前年度より 1,408 万 764 円増加しております。

項 1 県負担金 目 2 特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 131 万 6,000 円であります。

項 2 県補助金 目 2 財政調整交付金は 1 億 1,379 万 4,000 円で、前年度より 1,156 万 3,000 円増加しております。

普通調整交付金は、9,567 万 4,000 円で、前年度より 2,135 万 8,000 円増加しております。

15.16 ページをお願いいたします。

款 8 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、高額医療費共同事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

高額医療費共同事業交付金は 4,240 万 254 円で、前年度より 1,512 万 8,883 円増加しております。対象件数は 156 件であります。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療を対象として、保険財政共同安定化事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

この事業は、県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で、平成 18 年 10 月に創設され、本年度の保険財政共同安定化事業交付金は 2 億 6,769 万 5,074 円で、前年度より 6,217 万 2,379 円増加しております。対象件数は 1,253 件であります。

款 9 広域連合支出金は、国保の特定健診と同時に実施した後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金で、当年度健診受診者 209 名の国庫補助分 16 万 8,000 円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分 52 万

8,000 円で、合わせて 69 万 6,000 円であります。

款 11 繰入金は 3 億 6,625 万 4,210 円で、前年度より 2 億 240 万 2,815 円増加しております。

本年度は後期高齢者医療制度の施行などに伴い、財政収支が非常に不安定であったこともあり、その他一般会計繰入金 2 億 1,000 万円の財政支援を受けております。増加の要因は、国からの交付決定等により、歳入の前期高齢者交付金で約 9,000 万円の減、歳出の後期高齢者支援金で約 8,000 万円の増によるものでありますが、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金とも 2 年後に精算される予定であります。

17.18 ページをお願いいたします。

款 12 繰越金 目 1 療養給付費等交付金繰越金は退職被保険者等に係る医療費精算により、20 年度で返還する額 3,903 万 3,332 円であります。

目 2 その他繰越金 3,869 万 8,447 円は、前年度繰越金から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より 7,674 万 8,781 円減少しております。

歳入総額 30 億 5,027 万 1,653 円に対し、歳出総額は 29 億 4,831 万 5,764 円で、歳入歳出差引額 1 億 195 万 5,889 円を翌年度に繰越いたします。

国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に適合した保険税の賦課並びに保険税の収納率向上等に取り組む、国保財政の基盤強化に努めながら、被保険者の健康増進を図るための保健事業に取り組んでまいります。